

令和元年台風19号で被災された事業者等への支援策のお知らせ

1. 補助金等の紹介

(1) 山梨県被災中小企業者復旧支援事業費補助金について

①補助率 2/3

②補助金上限3,000万円(補助対象経費4,500万円)

※受取保険金額は控除した金額が対象経費となる。

③第1回目申請期限 令和2年1月24日迄(第2回目改めてお知らせ)

④問合せ先は山梨県 産業労働部企業立地・支援課 Tel.055-223-1541

※補助金の詳細は、下記の山梨県ホームページで確認して下さい。

https://www.pref.yamanashi.jp/sangyort/r1taifu19hojyokin/hojyokin_top.html

(2) 令和元年度被災小規模事業者再建事業費補助金(持続化補助金台風19号型)

①補助率 2/3

②補助金上限100万円

③申請期限 令和2年1月17日迄

④小規模事業者であり、経営計画書を作成することが必要となる

⑤問合せ先は 南アルプス市商工会 Tel.055-280-3730

※補助金の詳細は、下記の全国商工会連合会ホームページで確認して下さい。

<http://www.shokokai.or.jp/saiken/>

2. 融資制度の紹介

(1) 令和元年度台風第19号災害マル経融資制度

①年利

ア. 貸付当初3年間経営改善利率-0.9%(直接被害者)

イ. 貸付当初3年間経営改善利率-0.5%(間接被害者)

※3年経過後は経営改善利率となる

②一般マル経とは別に1,000万円

③小規模事業者であり、商工会長の推薦が得られる方が対象となります。

④申請期限 令和2年3月31日迄(日本政策金融公庫申込受付分)

(2) 山梨県制度融資(経済変動対策融資/ 経済危機・災害復旧関係)

①年利1.4%

②上限5,000万円以内

③対象者は1年以上の事業実績があり、災害後の1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつどの後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者

※融資制度の問合せ先は 南アルプス市商工会 Tel.055-280-3730